第9巻第3号<通巻48号> 平成11年9月30日発行

ISSN 0917-821X

緑の地球

48

Vol. 9 - 5

財団法人
国際緑化推進センター

新規は3本、12年度概算要求での海外林業協力

平成12年度予算の林野庁の概算要求は、前年度比2・2%増の513 2億8500万円となった。国際林業協力関係は、前年度比87・5%の7億9134万円。このうち政府開発援助（ODA）は、6億5235万円。

新規事業として要求されているのは、民間植林協力推進支援事業、開発途上国人工林環境影響調査事業、政府間林業協力推進調査事業の3本。

民間植林協力推進支援事業は、2000年開催予定の気候変動枠組条約第6回締約国会議（COP6）において共同実施やクリーン開発メカニズム（CDM）等の内容が決まるとみられることから、民間協力による海外植林拡大に向けた支援の強化を図るもの。

CDM実施体制の整備に向けた国際フォーラムの開催、国内説明会の開催など地球温暖化防止普及推進事業を進めると同時に、海外での植林適地を把握する調査、データーベースの構築などによって海外植林情報を整備し、情報を提供することによって普及を図る。また、NGO、企業の植林プロジェクトを支援し、NGOの連携強化、植林技術者の育成整備を図る。実施主体は、国際緑化推進センターで、12年度から5ヵ年の計画。12年度の要求額は、1億4085万円。

開発途上国人工林環境影響調査事業は、開発途上国において年間260万㌶造林されている人工林の一部、たとえばユーカリ人工林などにおいて地力の低下、地下水の減少、土壌侵食を引き起こすなどとの指摘が一部の環境NGO等からあることから、実態を把握して対応策をとりまとめ、開発途上国における適切な人工林の育成を図ろうというもの。実施主体は海外産業植林センターで12年度から3ヵ年の計画。12年度の要求額は、3400万円。

政府間林業協力推進調査事業は、わが国のODAによる森林・林業協力のより有効な実施を図るために、途上国の持続可能な森林経営の取り組み状況を調査・分析して今後の協力の方向をとりまとめ、優良な協力案件の発掘を目指すもの。実施主体は海外林業コンサルタンツ協会で、12年度から5ヵ年の計画。12年度の要求としては2171万円。

持続可能な森林経営の国際的取り決めに関するアジア地域会合

森林に関する政府間フォーラム（IFF）における持続可能な森林経営の推進に向けた「国際的な取り決めやメカニズム」の検討に貢献するための東アジア・東南アジア地域専門家会合が、8月2日～5日、マレーシアのクアランプールで開催された。カナダ・コスタリカの主導で世界7地域で開かれている会合のひとつ。わが国はじめマレーシア、インドネシア、中国、タイ、フィリピン、ブルネイ、カンボジア、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナムの12カ国と、IFF、国連食糧農業機関（FAO）など6国際機関、12NGOから80名が出席。カナダとコスタリカはオブザーバーとして参加した。

同会合では、国際的な取り決めやメカニズムの「考えられ得る要素」として、第1回アセアン（ASEAN）林業高級事務レベル会合で取りまとめられた内容からの引用も加えてリストを作成し、各要素への対応について次の3オプションから特定する作業を行った。すなわち①既存の「法的拘束力を有する文書（LBI）」で適切に取り扱われているもの②新たなLBI作成の場合、検討対象となり得る要素をまとめたもの③既存の又は「法的拘束力をもたない文書」で適切に扱われているあるいは扱われることが望ましいもの。

検討の結果、多くの要素が②に盛り込まれた。

このほか、国際的な合意形成のための行動につき、見解をまとめた。

JICAがセネガルとタイで林業プロジェクト実施へ

国際協力事業団（JICA）が、セネガルで新規プロジェクト、タイで東北タイ造林普及計画フェーズ2を実施する。

セネガルで実施するのは、「セネガル総合村落林業開発計画」。同国では伐採、火災、農耕地の乱開発、過放牧などにより森林の植生が減少。土壌の劣化、砂漠化進行による農業生産への影響が深刻化し、地域経済活性化を阻んでいる。

セネガル政府は森林行動計画を策定し、森林保全・植林事業を進めており、わが国は緑の推進協力プロジェクトや苗畑整備計画などで支援してきた。同国政府の要請により今回開始することになったプロジェクトは、地域住民主体の村落林業・村落振興を目指すモデルの開発と実証。

具体的には、アン、ンパオ、フィメラ、ニオロの4ヵ所において、苗木の生産、植林、アグロフォレストリー、農産物加工、改良カマドの普及などの活動を支援する。また村落林業等の運営・技術マニュアルを作成すると同時に、人材を育成する。2000年1月から2005年1月までの5ヵ年計画で、専門家3名を長期派遣するほか、年間2名程度の研修員を受け入れる。相手国実施機関は、水・森林・狩猟・土壌保全局、日本側の協力機関は農林水産省。

一方、東北タイ造林普及計画フェーズ2は、94年～97年および97年～98年の大規模苗畑管理技術の開発と住民造林活動の普及などを主眼とした事業の後を受けて行うもの。今回は、地域住民による持続的な造林活動の定着のため、小規模造林地における持続可能な森林経営技術・情報を普及する体制の整備を図り、東北タイにおける環境復旧と地域住民の生活向上を目指す。本年12月から2004年12月までの5ヵ年計画。専門家5名を長期派遣すると同時に年間2名程度の研修員を受け入れる。

相手国機関は農業・協同組合省王室林野局、日本側協力機関は林野庁。

日米共催で京都メカニズムに関するワークショップ

京都議定書に定められた京都メカニズム（排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズム〈CDM〉）に関するワークショップが、わが国と米国の共催で8月30日と31日、インドネシアのバリで開かれた。日本、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドのほか、途上国側からインドネシア、フィリピン、タイ、マレイシア、ブルネイ、シンガポール、ベトナムのアセアン諸国が出席した。また、シェブロン、東京ガス、インドネシア森林コンセッション協会など民間企業・団体も参加した。

ワークショップでは、CDMの構造とデザイン、CDMの運営、CDMの技術的問題、排出量取引と共同実施、CDMプロジェクトの開発と資金手当、官民協力体制、COP6への展望について発表および意見交換が行われた。この中で、わが国林野庁より森林・林業部門と京都メカニズムの関連について意見発表が行われたのに際し、参加したアセアン諸国から、森林・林業等の吸収源をCDMの対象とすべきである、森林・林業CDMに期待する、といった積極的な意見が多く見られた。また、排出量取引ブローカーや経営コンサルタントが参加し、排出量取引市場の動きや将来のCDM・共同実施事業の検証プロセスといった観点から発表が行われ、関心を集めた。

今回、京都メカニズムにおける森林・林業関連プロジェクトの可能性につき前向きな議論が行われ、実りある会合となった。この結果は、今年10月に開かれるCOP5、来年末開催予定のCOP6に反映される。

●目次●

国際緑化ニュース……1
インタビュー＜舟橋彰・国際緑化推進センター新会長＞……3
トピックス……5
NGO紹介＜日本国際民間協力会＞……6
プロジェクト追跡……7
＜アジア協会アジア友の会：インドにおける緑化推進活動＞
ワールドレポート……9
＜西アフリカ：西アフリカにおける村落林業＞
Green Earth 講座……11
＜SOFO1999の概要（その2）＞
センターの活動……13
その他の情報／基金へのご協力……14

表紙写真：パラグアイの湿潤地域で一般的な高木性の樹木ワタンブー（*Aspidosperma australe*）。通直で、樹高15～25m位になる　＜写真提供／阿久津雄三＞

国際緑化推進センター新会長に舟橋彪氏

――緑の地球経営の具現化に向けて――

本年7月、向坊隆前会長の後を受けて、舟橋彪（ふなはし・たけし）氏が国際緑化推進センター会長に就任した。平成3年に当センターが創立されて以来第3代目となる舟橋新会長に、その船出に当たってお話を伺った。（編集部）

◆

来年は2000年という歴史の大きな節目にさしかかる訳ですが、この新時代に私たちは何を求められるのでしょうか。

――しばらく前までは、あって当たり前、無限に私たちを育んでくれると思ってきたこの地球が、人間活動の急速な規模拡大によって傷つき、劣化する地球が現実に知覚されるようになってはじめて、私たちは地球にも限界があり、いたわって共生していかなければならないとの認識を持ち始めました。今ほど、日々の生活を送るなかにも常に地球という大きな視点で考えることを要求される時代はありません。地球環境問題は、21世紀においてますます、人類の存続を左右する重要な課題となるでしょう。

地球環境を語るとき、森林は欠かせないキーワードになっていますが。

――森林は、地球環境の上できわめて重要な役割を担っています。一昨年の地球温暖化防止京都会議では、温暖化の原因となっている二酸化炭素など温室効果ガス濃度の上昇を抑えるための対策を協議するなかで、森林を温室効果ガス吸収源として位置付けました。この会議で採択された京都議定書には、工業先進国における温室効果ガス排出削減の数値目標が定められ、そのなかで森林による二酸化炭素吸収効果を算入することが認められました。つまり、世界で持続可能な森林経営を推進し、急速な森林の減少をくい止め、植林による森林の再生と拡大に努力すること、先進国がそのために一層積極的な役割を果たすことが求められています。また、いわゆる京都メカニズムのうち特にクリーン開発メカニズム（CDM）は、先進国が開発途上国で行う植林について、地球温暖化防止の上で数値的にカウントされる可能性を示すものです。これらの具体的な内容については現在、国際的な場で検討が続けられています。

さらに、砂漠化の進行も、地球環境にとって深刻な問題です。人口増加に対処するための食糧供給地や居住地の確保、地球温暖化防止、生物多様性の保全などさまざまな観点から、砂漠化の防止は超国家的に取り組むべき課題です。

世界の森林は依然として急激に減少・劣化を続けていますが。

――国連食糧農業機関（FAO）が今年発表した「1999年世界森林白書（State of the World's Forests 1999＝SOFO1999）」によれば、1995年現在の世界の森林面積（天然林および人工林）は34億5400万ヘクタールで、1990年から1995年までの5年間に、世界全体で5630万ヘクタールの森林が減少しています。その内訳をみると、先進国では880万ヘクタール増加しているものの、開発途上国では6510万ヘクタール減少しています。途上国の減少のほとんどは熱帯地域の天然林で、1990年から1995年の5年間で、年平均1291万ヘクタールが失われました（SOFO1997）。このように、わが国の国土面積のおよそ3分の1に相当する熱帯天然林が毎年消失しているのです。森林減少の主な要因としては、途上国における森林の農地あるいは大規模な社会基盤開発への転換などが挙げられ、劣化の原因としては、用材・薪炭材の過剰な収穫、過放牧、火災、病虫害、暴風雨、大気汚染などがあります。最近では東南アジアや中南米などで大規模な森林火災が起きて広大な面積の森林が焼失しました。これは火入れなどの土地利用慣行が、折からの異常乾燥と結びついて大きな被害をもたらしたものです。

世界の森林問題に対処するための国際的な連携がますます重要になってきていますが。

――1992年にブラジルで開催された地球サミット以降、持続可能な森林経営に向けた国際的な検討が進んでいます。わが国政府は、各種の国際会議などでの協議に積極的に参加し、世界における持続可能な森林経営の推進のために貢献しています。同時にわが国としては、その地理的な背景から特にアジア地域において、引き続き官民一体となって森林環境の改善に具体的な支援を行っていく責務があります。

世界の緑化に向けて、NGOなどの協力活動も活発化していますが。

――地球サミットで採択された行動計画「アジェンダ21」や「森林に関する政府間パネル（IPF）」での報告書、さらに「森林に関する政府間フォーラム（IFF）」での検討項目などのなかでもNGOの役割強化が挙げられ、大きな期待が寄せられています。わが国のNGOも、熱帯地域や中国などで地道な緑化活動を展開しています。特に昨年12月には、特定の目的で活動している非営利団体に法人格を取得しやすくしたNPO法（特定非営利活動促進法）が施行され、活動の発展に大きな追い風となっています。今後は税制面での優遇措置の創設など、市民活動支援のための社会制度が一層整備されることが求められています。

国際緑化推進センターはどのような役割を担っているのでしょうか。

――世界的に森林の役割についての認識が一層高まるなか、熱帯林をはじめとした森林の保全と再生は、国境を超えた地球上のすべての人々が緊急に取り組まなければならない課題です。国際緑化推進センターでは国民の皆さんの協力を得ながら、緑の地球を次代に引き継いでいくことを目的に、国際緑化のための人材養成やみどりのNGO活動支援、熱帯林の保全・再生のための各種調査事業や情報収集・普及などの活動を行っています。当センターに寄せられた浄財を基にした熱帯林造成基金では、マレーシア、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、タイの各国で14のプロジェクトを実施し、これまでに2000ヘクタール以上の植林を行いました。

会長ご自身は、どういう観点から国際緑化に貢献していきたいとお考えですか。

著名なエコノミストで外務大臣経験者の大来佐武郎初代会長、原子力の権威で東京大学学長経験者の向坊隆二代目会長といった立派な方々の後を受けての国際緑化推進センター会長就任ということで、私は今更ながらその責務の重大さを痛感しています。しかし私の国際緑化への思いは誰にも負けない深いものですし、これまで一貫して企業経営者として歩んできたその経験と特色を十分に生かしていければと思っています。時あたかも国際緑化への機運が一層高まるなか、当センターの所期の目的であります「緑の地球経営」という理念の具現化に向け、精一杯の努力を傾けていきたいと考えています。

舟橋会長の略歴

昭和7年1月　愛知県に生まれる
昭和29年3月　日本大学経済学部卒業
昭和46年12月　富士カントリー（株）代表取締役社長就任
昭和48年1月　フジパン（株）代表取締役副社長就任
昭和52年2月　（財）エリザベス・アーノルド富士財団副理事長就任（現任）
昭和62年7月　（社）全国森林レクリエーション協会副会長就任（現任）
平成3年9月　（財）国際緑化推進センター副理事長就任
平成6年2月　富士カントリー（株）代表取締役会長就任（現任）
平成6年9月　フジパン（株）代表取締役副会長就任（現任）
平成7年5月　（社）造形美術協会理事長就任（現任）

賞

紺綬褒章　平成元年9月・4年4月・5年7月　受章

モデル森林に関する4会合がカナダで集中的に開催

モデル森林に関する四つの会合―①カナダモデル森林ネットワーク：パートナーシップ会合、②国際モデル森林ネットワーク・フォーラム会合（IMNF）、③持続可能な開発に関する国際会議、④IMNFの将来に関する国際的協議―が、9月8日から13日にかけて、カナダ東部のノーバ・スコーシャ州のハリファックスにおいてそれぞれ開催され、わが国からは林野庁より担当者1名が全会合に出席した。

このうち、国際モデル森林ネットワーク・フォーラム会合は、今年10月に群馬県で開催予定の「モデル森林の推進に関する第3回国際ワークショップ」に密接に関連したもので、テーマは「モデル森林とネットワーキング：ネットワーキングのためには何が重要か、いかにすればうまく機能するか」。参加したのは、日本、カナダ、米国、メキシコ、チリ、アルゼンチン、オーストラリア、中国、ロシア、カメルーンの10ヵ国と、国連食糧農業機関（FAO）など3国際機関より、合わせて約120名。

ネットワーキング活動、ネットワーキングのメカニズムについて、各国からの報告およびパネル・ディスカッションが行われ、モデル森林プログラムに青少年活動を取り込むこと、コミュニケーションがネットワーク成功の鍵などの見解が出された。

緑の募金から国際緑化支援に31公募事業

国土緑化推進機構の「緑の募金」は、春のキャンペーンで前年度比5％増の21億円を集めた。同機構ではこの「緑の募金」のほか「緑と水の森林基金」を活用し、緑化に関するボランティア活動への支援を行っているが、緑の募金については11年度事業として117件を決定した。

緑の募金事業について、NGO等に対する「公募事業」で認定したのは93件。このうち、海外で植林活動を行っているNGO等から申請された案件より選ばれた国際緑化関連は31件。砂漠化防止、熱帯林再生、農山村における環境教育、学校林造成などを目的に、アジア10カ国、アフリカ3ヵ国、南米とオセアニア各1ヵ国、およびロシアで事業を行う。

このほか、同機構の「直接事業」では、国際緑化プロジェクトとして次の5事業を行う。

▼緑の募金国際協力の森造成事業（インドネシア、新規）
▼南西アジア山岳村落周辺植林計画（パキスタン、継続）
▼サヘルグリーンベルト造成事業（マリ、継続）
▼中国都市周辺環境林造成事業（中国、新規）
▼南インド湿原周辺荒廃森林保全事業（インド、新規）

このうち緑の募金国際協力の森造成事業は、内外のボランティアが随時参加できる拠点として150ヘクタールを設定し、アグロフォレストリーなど多様な森づくりを目指すもの。

日中植林フォーラム ―経団連が開催―

21世紀の日中協力の柱に環境・緑化協力を掲げた（社）経済団体連合会（今井敬会長）が、「日中植林フォーラム第1回シンポジウム」を、9月6日、経団連会館で開いた。

基調講演「地球環境から見た中国緑化」（箕輪光博東京大学教授）、「中国の林業と植林の問題」（曲桂林中国林業局国際合作司司長）の後、中国植林現場報告として7人が発表した。

現場報告では、すでに10年以上も前から中国の緑化に協力しているNGOの遠山正瑛氏（日本沙漠緑化実践協会会長）ほか、高見邦雄（緑の地球ネットワーク事務局長）、菊地豊（沙漠植林ボランティア協会会長）などの各氏が、貴重な体験を披露して、関心を集めた。また中国側カウンターパートのひとりとして、祁学峰氏（山西省大同市青年連合会主席）が、試行錯誤の活動のなかで学んだ教訓などを語った。

近年の揚子江の大洪水でも明らかなように中国の自然破壊の影響は深刻の度を深めており、早急な対策が必要だ。経団連の協力が期待される。

ベトナム、ネパールで植林事業

日本国際民間協力会

貧困の是正で世界平和の実現を

日本国際民間協力会（NICCO）は、京都に本拠をもち、アジアを中心に海外で広範な活動を展開しているNGOだ。1979年、京都大学に留学していたカンボジア人学生ヘン・パラー氏が、戦火を逃れてタイに避難する母国の人々を救うために募金活動を始めたことから設立された。

活動の目標は、ずばり「世界の平和」。その一方策として、開発途上国の地域社会の貧困を是正し、基本的人権を確立していきたいと考えている。そのための経済的・精神的自立を支援し、活動を通して相互に学び合うことが目的だ。

難民キャンプへの緊急物資の配布から始まった同会の活動は、その後、経済的自立を促す自立返済プロジェクト、奨学金制度などを加えている。活動範囲は、ベトナム、ラオス、ネパールのアジア地域から、ヨルダン、イエマンなど中近東に及ぶ。

90年にはベトナムに事務所を開設。93年に社団法人となり、96年には国連NGO特別協議資格団体となった。

植えた苗木に水をやるベトナムの少女

村の住民と一緒になって植林作業

会員は約1200人。このほか支援者も含め計約5700人の人々に支えられて活動している。有給スタッフだけで、国内9名、海外176名に及ぶ。会費・支援金と、政府や民間の補助金、助成金を収入源として、98年度で5300万円規模の事業を実施している。内容は、農業開発、環境保全、技術訓練、調査、教育などの領域に分かれる。

具体的には、紙すき技術の移転（ネパール）、牛銀行（ラオス）、教員再教育（ベトナム）、日本語学校助成（ベトナム）、洋裁指導（ベトナム）、奨学金供与など。

植林は、ベトナムとネパールで実施している。

同会の植林事業は、薬用樹、果樹、コーヒー、カカオ、ケナフなど、経済的な自立にすぐに役立つものを主力としているところに特長がある。ベトナムの山岳地帯でこれまで約70万本の植林を行ったが、20万本がコーヒーという。

このほかに、絶滅に瀕している種の再生に挑戦しており、キナ、沈香、ベトナムシナモン、ダラート松、ベトナム人参、雲南いちいの木などを植えている。

ベトナム山間部ダンフォン村の植林地

◆

社団法人 日本国際民間協力会
（NICCO＝Nippon International Cooperation for Community Development）
〒604-0834 京都市中京区間之町通御池上ル高田町500番地
電話：075-241-0681
FAX：075-241-0682
E-mail：nicco@jin.zen.or.jp
http://www.zen.or.jp/~nicco/

☆プロジェクト追跡☆

インド・ナグプール地区における緑化推進活動

（社）アジア協会アジア友の会

荒廃地に実験農場・研修施設を設立

社団法人アジア協会アジア友の会（JAFS）は、水（井戸・飲料水）と緑（環境保全）を地域の自立開発の基軸に置いて海外支援、開発協力を行うことを目的に、1979年に発足したNGOである。1980年、インドのマハラシュトラ州ナグプール市に、同地でのプロジェクト推進のための実行機関として、現地法人「インド・エキュメニカル・ディベロップメント・センター（EDCI）」を開設した。

EDCIでは、年々砂漠化しつつあるナグプール周辺地域の緑化と荒廃農地の回復を目指し、研修施設を備えた実験農場「プラガティー・センター」を設立することにし、ナグプール北方15キロのロナラ村周辺に約4ヘクタールの荒廃地を購入した。ごく僅かの灌木を除いて草木はなく、雨期には一時的に草原となるという土地で、したがって地価も廉価であった。ロナラ、ゴンタロ、ググリー等周辺8ヶ村の住民の協力の下に実施されるプロジェクトは、ここからスタートした。

まず、荒地を農園や緑地に変えていくためには水が不可欠である。幸いこの荒地のロナラ村寄りの低地に、乾期には90％干上がる0・5ヘクタール程度の自然池があり、雨期には水が溜まって溜池となるところから、充分地下水が得られると判断した。

そこで、水確保のための井戸建設が始められた。井戸は直径8メートル、深さ約13メートルの露天式で、予想以上に水量があり、植林・緑化事業を進めるのに充分の期待が持てた。

ナグプールは昔から綿花とオレンジの産地として知られている。プラガティ・センター設立に当たり、その将来の財政的自立をも考慮に入れて、農場をオレンジ中心の果樹園と一般植林園とに分けた。

プロジェクトの経緯

以下、プラガティ・センターの緑化推進20年の歩みを紹介する。

第一次計画年（80～81年）

①荒地の土地改良と水の確保および農場作り。

②果樹園に、オレンジ2000本、レモン500本、その他の園芸樹木としてアショカ、ゴルモハール、チャンパなど200本を植えた。

第二次計画年（82～83年）

①垣根の建設など農場の周辺整備。

②第二次植林：農場周辺部の境界に土壌育成用および緑化推進を目的に、竹、ソバブル、オーストラリア・プラティスムなどを中心に2000本を植えた。

③農場の一隅に、用水用を兼ねた養漁池を掘った。

第三次計画年（84～85年）

①農地の拡大：隣接地2ヘクタールを購入。

②換金性の高い果樹の植樹：マンゴ、オレンジ、コバ（グアバ）、ジャックフルーツ、カクテルアップルなど約1000本を植えた。

第四次計画年（86～87年）

農場の植林・緑化の目途が立った段階で、センターに研修用ホールおよび宿泊施設の建設など、研修施設としての充実を図った。以後、毎年2月～5月の農閑期には30～40人を単位とする農林業研修を実施。なお研修修了者には、生産に必要な苗や種を無料配布することにした。また、付近の小・中学生のための自然プログラムもスタートした。

第五次計画年（88～89年）

研修施設周辺の整備

①センター正面より研修棟に向かうフィールドに、オレンジなど約1500本を追加して植えた。

②研修棟の裏側には、緑化推進用として、豆科ソバブルを始めニイルギリ、チークなど500本を植えた。

③養漁池周辺に花壇を作り、水辺整備を行った。

第六次計画年（90～91年）

センター自立の基盤として果樹園が一応の確立をみたので、これまで五次の計画と緑化推進策全般を検討した。オレンジの収穫および収益金の収支表を再チェックし、オレンジの市場価格は天候、品質により大きく左右され、センターの運営全般を賄うには十分でないことが判明した。

そこでセンターの施設を収益性のあるものとしてフル活用することを検討し、一般研修センターとして貸し出す一方、行政と連携し、緑化推進センターとしての研修プログラムを可能な限り実施することにした。そのためにセンターおよび農場数カ所に飲料用と農地給水用の井戸を追加建設した。

センターが緑化されて環境が整うと共に、施設利用者が増加した。年間5～6回の森林研修プログラムも動き出し、年間延べ3000～4000人が利用するようになった。

第七次計画年（92～93年）

インド政府の環境保全および植林政策の一環として、市民参加の緑化推進政策がナグプール市においても取り上げられることになり、各種団体、官公庁、警察、市民団体を巻き込んだキャンペーンが繰り広げられるようになった。運動の中心の一つにプラガティ・センターがあった。地方行政の要請を受けて、ナグプール市北西70キロのパルシオニ郡ナベガオン・カイリに、プラガティ・センターの出張所「EDCI・ナベガオン・カイリ・センター」を3・2ヘクタールの土地に設置。住民を対象とした自然環境保全教育と啓発活動を始めた。

JAFSの提唱するグリーンスカウト運動を、インドで初めて展開。日本から2名の学生の参加を得て、93年、センターを中心に植林キャンプを実施した。周辺の村から150人が参加し、約2000本の植林を行った。

同年11月、「アジアと地球環境―よりよい自然環境と生態系の安定を求めて―」のテーマの下に、JAFSほか4団体が主催して第4回アジア国際ネットワークセミナーを開催し、アジア15ヵ国からNGO関係者ら約40名の参加を得た。砂漠の中のオアシスのごとく、荒地が見事に緑化されたセンターでの地球環境セミナーは、まさに将来に希望を抱かせるものだった。

第八次計画年（94～95年）

EDCIは、緑化推進の具体的方策の一つとして、農民を始め市民、学校、病院などに苗木の無料配布を計画。より大量の育苗生産の必要から、ナグプール市とプガティ・センターの中間地マンカプールに、「EDCI育苗センター」を設置した。初年度目標は5万本、2年目から10～20万本とし、最終的にはさらに各地に育苗センターを広げ、年間100万本の苗木作りを目指すことにした。

第九次計画年（96～98年）

植林では、薪用（ユーカリなど）、緑化用、林業用といった用途別の取り組みを行うようになった。

プラガティ・センターから分離独立したスタッフによって、南東部ガッチロリー郡チャモシー地区に新たな緑化推進センター（RUDYA）が発足し、JAFSと提携しつつグリーンスカウト運動を中心とした緑化活動を展開するようになった。

20年を経て

プラガティ・センター開設当初、ナグプールはインドのどこにでもある普通の都市だった。しかし20年を経た今、インド第四番目の緑化都市と見なされるほど緑豊かになった。

植林への市民参加は、環境保全への意識を高める重要なポイントで、その後の植林地管理に大きく関わってくる。植林された木は慎重に管理され、資源として利用された場合は再び植林を行うといったように、十分な管理体制を整えておけば、大きな成果を上げることができる。植林の運営・管理はまた、環境教育や雇用促進にもつながる。微力ながら、プラガティ・センターはそれを証明することができたと自負している。

文＝村上公彦（アジア協会アジア友の会事務局長）

荒地に井戸・果樹園設立当時

オレンジ植林後3年目

ワールドレポート

●西アフリカ●西アフリカにおける村落林業

元セネガル森林局
中田　博

アフリカは多くの民族が独特の文化を持ち、多様性も大きい大陸です。北アフリカはアラブ世界、中部アフリカはブラック・アフリカ、南部はアフリカ系・ヨーロッパ系住民の入り交じった地帯といえるでしょう。

西アフリカと言えば一般にアフリカ大陸の大西洋側のことです。森林という観点から見ると、西アフリカは大きく次の二地帯に分かれます。

一つは、ギニア湾岸（たとえばガーナやカメルーンなど）の熱帯雨林地帯です。同地帯は雨や石油などの天然資源に恵まれ、旧宗主国はイギリスとフランスが混じっています。

もう一つは、サヘルと呼ばれる乾燥地帯（ニジェールやセネガルなど）です。この地帯はバオバブの木などのまばらな林しかありません。雨は年間300㍉程度がほんの数日間まとまった時期に降り、天然資源の乏しい世界の最貧地帯の一つです。ほとんどの国の旧宗主国はフランスで公用語もフランス語です。今回は、このサヘルを中心にお話しします。

フランス語圏の特徴

フランス語圏というだけで結構、共通項があるものです。中央集権的な政府、極端な文書主義、首都とその他の町の格差などがそうです。またフランスの影響とは関係ありませんが、サヘルはどこも1970年代以降、年間降雨量が半減しています。

さらに共通項のひとつに、通貨が割高であるということがあります。たとえば、一般労働者をセネガルで正式雇用しようとすると、経費も含め月2万円位かかります。これがベトナムやミャンマーなら、月5000円位で雇えます。この数字で比較すると、サヘルは東南アジア後発地域の4倍のコストがかかることになります。同じセネガルでも、正式な雇用関係を持たない労働者の場合なら月収は5000円位です。

これを通貨の過剰評価と仮定すると、すべて4で割ると実勢価格を割り出せることになります。統計でのセネガルの国民1人当たりのGDP（国内総生産）は500ドル余りで、300ドルのベトナムより豊かということになりますが、実際にはバングラディシュ（200ドル）以下の経済レベルが実感です。そこで4で割ると200ドル以下となり、なんとなく実感に近づきます。同地域のチャドも1人当たりGDPは公式180ドル位ですが、4で割ると50ドル以下。まさに世界の最貧国の数字になります。フランスが旧植民地に対する影響力保持のため、フランス・フランとこれら諸国通貨との固定相場制を維持しているのです。

村落林業の可能性

通貨に言及したのには理由があります。サヘル諸国の食糧自給率は極端に低いのですが、意外に農民に増産意欲が見られません。それは、消費者が輸入品を結構安く買えるからです。その一方、通貨が割高なため、域内産農産物にそれほど競争力がないのです。

しかし今後、通貨政策がどう変わるかわかりません。現に94年にはフランス・フランに対する西アフリカのフランス語圏の一部の通貨価値は50％引き下げられました。故に域内で一定の食糧自給をしなければ、国民を養えなくなる可能性があります。

ところで、域内での農業生産の収益性はそれほど悪くありません。塩分の少ない井戸水が10㌶程度の深さで出る地域も結構あり、そういう所なら2～5年で初期投資の回収が可能です。つまり、収益事業としてアグロフォレストリーなどに対する支援を行うことは、地域住民の生活に貢献する可能性が高いと言えます。

典型的な村落林業のモデル

では、サヘルにおける典型的な村落林業モデルについて紹介します。

サヘル地域では一般的に砂嵐により農地が破壊されることが多く、畑作を行うには、まず防風林を造成しなくてはなりません。そのためには苗畑が必要であり、苗木生産の水を確保するために井戸を掘る必要があります。ここまで整えば、植林をして、薪にする木を育てることもできます。が、問題は薪にできるまで7年もかかるので、植林だけでは向こう数年の生活改善にはなりません。

そこで今度は、防風林の中で畑作と果樹栽培を行います。これで翌年の食糧と収入が確保できます。事業資金がたまった段階でニワトリや牛を買うと、堆肥もでき、さらに短期で回収できる事業が加わります。通常、ニワトリだと45日後、牛だと3ヵ月後に販売することが可能です。

事業が軌道に乗ると、会計などの事務担当が必要です。発展途上国の経験則では、なぜか女性が会計をする方がうまくいきます。けれど多くの女性は教育を受ける機会に恵まれないため文字も書けず、計算もできません。そこで教育となりますが、サヘルの多くの部族語は五進法を基本としており、十進法を教えなければなりません。簡単な集会場を作って、このような教育を行うことも必要なケースが多々あります。

起業家マインドのあるグループは、パティック染めなど農閑期の副業や、唐人稗の脱穀なども事業項目に加えることがあります。

実行上の留意点

村落林業事業を前提として、これまでの経験を基に、サヘルでの農村支援の留意点を挙げてみましょう。

プロジェクト運営の基本姿勢

▼現地スタッフが中心となって実際の運営を行い、日本（協力）側はできるだけ後方支援（定期的な巡回指導や困ったときの相談役）に徹する

▼現場での聞き取り調査などは、日本人スタッフも必ず参加する

▼後のデータベース作成のために、聞き取り記録のフォーマットや言語を標準化するよう配慮する

▼国家計画などに合わせ、州森林局が中心となって事業実行・計画を行うというように、公共機関の年間事業計画の一部とする

▼必要な人的資源は、できるだけ現地にすでにいる人材を活用する

▼事業統計は、できるだけ定量化できるものは定量化し、現場報告も標準定型化してデータベース化する

支援するグループの選定

現地で良いパートナーをみつける。支援するグループを採択するための委員会を、先方と日本側の合同で設置し、そこで意志決定することが望ましい。以下は選定の基準。

▼集落の土地利用計画が作成され、承認が終わっていること

▼土地利用権の貸与権限のある公共機関等の支援を取り付けていること

▼森林局や農業関連公共機関の巡回指導が受けられること

▼水が小さな投資でふんだんに入手できること

▼若い人が中心になっていること

▼会計等に女性が配置されていること

▼協同組合などの正式な団体となっており、メンバーの定義や意志決定方法が明確になっていること

支援する事業を採択する基準

支援するグループを決定するプロセスと、モデル事業の計画を採択するプロセスは、分けた方が効果的。以下はその基準。

▼予定地の土地利用権が整理されていること

▼産品のマーケットが存在すること

▼参加者ニーズが把握されていること

▼計画性や事業性が十分あること

モデルの投資規模

投資規模により、次の特徴がある。各特徴を把握した上で現地の目的にあった投資規模とする。供与ではなく、ローリングファンド（対象集団内で順繰りに融資）などが望ましい。

▼あまり投資規模が小さ過ぎると（10万円前後）、自給自足を満たすだけの事業になり、現金収入が少ないため資金の返済は困難である

▼30万円～50万円の投資規模だと、初期投資回収が2～3年と早い一方、貧困からの脱出とまで行かない

▼300万円以上の規模の投資になると、初期投資回収に5年弱かかる

世界の最貧地帯、サヘルの農村開発に貢献することは意義あることだと思います。ただし援助はやり方によりプラス、マイナスいずれの結果も生みます。援助と言うより起業家支援のエンジェルになるくらいの気持ちが効果的ではないかと思います。

いずれにしても鉄則は、慌てず焦らず。いかに間接経費を圧縮した投資効率の良い仕組みを作るかが協力の長続きするコツではないでしょうか。

1997～1998年における世界の森林状況

森林に関する国際的イニシアチブの活発化

＜SOFO1999（FAO発表の世界森林白書）から抄訳＞（その2）

林産物

木材および非木材林産物の需要を充たし、かつ森林の環境保全的・社会的役割への要求を充足させること――これは、いまなお解決すべき大きな課題である。

木材が、大部分の森林において支配的な商業産品である一方、非木材林産物に対してより多くの関心が向けられるようになった。非木材林産物の主な重要性は、現在のところ、とくに途上国の貧困層の家計や地域経済への貢献にある。最近の地域的・国際的な討論の場では、地域住民の自由な出入りや利用の権利を保証しながら非木材資源を保全していく必要性や、その市場情報の向上ならびに適正・公平な価格決定メカニズム（知的所有権に関する特許使用料を含む）開発の必要性などが議題として上がるようになってきた。SOFO1999では、とりわけ、もっとも貴重な非木材林産物のひとつである薬草に焦点が当てられた。野生の自然から採種される薬草の大部分は、森林からのものである。

薪炭は、開発途上国では引き続き重要な家庭エネルギー資源であり続けると考えられる。さらに、いくつかの国における最近の政策変化や木材を主体とした生物エネルギー・プログラムでの経験が示すところによると、木質燃料は、ある国々にとっては産業エネルギー源として注目が高まる可能性がある。

先進国は、製材品の生産・消費において断然支配的な位置を保っている。FAOの予測では、製材用丸太の需要は、人口増加と経済成長により、現在から2010年までの間に年間1・7％の割合で増大するという。最近の研究によれば、供給はこの需要を充たすに十分とのことだが、状況は個々の国でさまざまであろうし、市場の状態、政府の施策、技術の向上、それに人材の育成といったことに大きく左右されるだろう。製材用丸太の生産は、アジア以外の全地域で消費を上回り続けると予測されるが、アジアにおいては不足分を補うために輸入に頼り続けると考えられる。

増大する木材加工製品の需要を充たすために貢献していくと考えられる最近の傾向には、次のようなものがある。

▼生産林のより適切な経営
▼人工林ならびに森林以外（とくに農地）で成長した樹木からの生産の増大
▼新しい加工技術の導入、加工の効率化
▼古紙および廃材の利用の拡大
▼"非森林"樹種（ゴム、油ヤシ等）からの木材および繊維の利用の増大

貿易は、ある地域における木材の不足を他地域の余剰で均衡をはかる手助けをする。

1997年中頃に始まったアジア経済危機は、アジア太平洋地域における林産物貿易にも深刻な影を落とした。地域内各国に及ぼした主な影響は次のようなものである。

▼林産物全般の需要低下
▼通貨価値が低下した輸出国間の競争激化
▼地域全域における林産物価格の下落
▼伐採・収穫の減少、製材所の閉鎖、労働者の一時解雇などによる林産業部門の活力低下

アジアの木材市場の打撃がもっとも大きかったとはいえ、その影響はアジア市場に大きく依存している域外の国々あるいは競合国にも及んだ。ニュージーランド向けのアフリカ木材、南米向け北米木材のそれぞれの輸出業者がその影響を受けた。

森林認証制度については、これまでにも増して大事な問題だが、複雑でかつ議論も多い。これまでに、世界各国を対象としたもののほか、地域対象、国内対象のさまざまな認証システムが生まれている。認証された森林からの産物が市場に流通する量はいまだ限られたものとは言え、この2年間では、認証を受けた森林はかなりの広さに増えている。ただ、今後、認証木材への需要が増大するのかどうか、また、開発途上国など森林減少のもっとも著しい地域における森林経営の向上に認証制度がはたして本当に大きく貢献するのかどうかはいまだ明らかではない。

森林の政策・法・制度的枠組みにおける最近の変化

森林政策の改革という点の明らかな傾向には、国有林の民営化ならびに公有林を基盤とした官営企業の民営化、中央行政の一部権限移譲のほか、森林の伐採権・使用権などの免許料を適正額より安くするなどいわゆる「不当な助成金」の排除などがある。

また、世界各国で近年、森林関連法の改正の動きがとみに加速してきている。法改正は、次のような方針を反映するものである。

▼地域主体の森林経営の促進
▼森林の環境保全機能の高揚
▼森林経営の計画立案の強化：経営計画では環境・社会的問題により考慮し、立案プロセスへの市民参加を支援する
▼森林伐採権・使用権などの権利認可過程の透明性の増大

森林・林業部門における制度的変化（とくに民営化や地方分権、また森林経営責任の地域レベルへの譲渡）は、上記の政策や法の進む方向と相俟って進行してきた。地方分権と民営化の動きはまた、森林・林業の研究・教育システムにも影響を及ぼし、森林経営、森林所有者／経営者の多様化、また森林関連の利害関係者増大の中での利害調整などに課題目標を転じつつある。

森林関連情報充実の取り組み強化

この数年、世界の森林関連情報の収集・普及のために多くの組織が少なからぬ努力を払ってきた。とくに、森林被覆率評価と地図化、森林資源評価、木材供給調査、生物多様性に関するデータ収集には大きな力が注がれた。こうした地球規模の努力を補うものが、地域レベルの森林関連情報の収集・分析・利用について支援し、個々の国の能力を強化しようとする試みである。

森林に関する国際的なイニシアチブ

近年の国際的なイニシアチブの多くが、持続可能な森林経営の促進を目指すものである。現在150ヵ国以上の国々が、持続可能な森林経営のための国レベルの基準・指標の策定と実施を目指した国際的な取り組みに参加している。個のレベルの森林経営については、国際林業研究センター（CIFOR）や国際熱帯木材機関（ITTO）、アフリカ木材機関（ATO）と協調してさまざまな取り組みが行われている。そのほかの国際的なイニシアチブには、モデル森林や展示林の推進、ITTOの「2000年目標」、そして1998年5月に採択されたG8の「森林に関する行動プログラム」などがある。国連環境開発会議（UNCED）から生まれた三つの国際条約（気候変動枠組条約、生物多様性条約、砂漠化対処条約）ならびに国際熱帯木材協定の実施における発展は、森林経営のある要素に対し、追加的な支援を与えるものである。NGOや民間部門は、国際的な森林問題討議に積極的に参与し、現場レベルの森林経営の改善に活発な活動を続けている。

1995年から97年まで「森林に関する政府間パネル（IPF）」により行われたUNCED以後の国際的な森林問題討議では、その成果として100項目を超える行動提案が提出された。引き続いての検討が、97年中頃に設置された「森林に関する政府間フォーラム（IFF）」のもとで行われているが、2000年には、次の主要な3領域に関する最終報告書を国連持続可能な開発委員会に提出することになっている。

▼IPFの行動提案の実施
▼国際的合意が得られなければならないのはどれかという問題
▼森林の経営・保全・持続可能な開発のための国際的取り決めとメカニズムに関する合意の要素とそれに向けた作業の確認

森林を支えていくための国際的取り決めの問題が最初に起こったのは1990年である。以来、法的拘束力のあるなし取り混ぜて、そうした手法が数多く開発されてきた。はたして追加的な国際的手法が必要かどうか、もし必要ならば何をカバーするものかといったコンセンサスは、未だ固まっていない。既存のメカニズムに頼るべきか、その機能強化を図るか、あるいはまた、あらゆるタイプの森林に適用される法的拘束力の伴う手法のような新たな手段を開発すべきかどうかといった議論は、少なくともこれから2～3年は、国際的な森林討議の場で常に優先事項として取り上げられるだろう。（完）

センターの活動

「日本・ベトナム友好の森」造成プロジェクト現地発足式・記念植樹祭を開催

昨年11月14日に調印、1ヵ月後の12月14日に東京で発足記念式典を催して発足した「日本・ベトナム友好の森」造成プロジェクト。その後、現地では地拵えや苗の生産など準備を進めてきましたが、いよいよ雨期（5月～10月）の植栽時期が到来したことから、7月27日、ベトナム国ハイフォン市キャット・バ島のキャット・バ国立公園内で、プロジェクト現地発足式と記念植樹祭を開催しました。

キャット・バ国立公園内で行われた発足式典

当日は、ベトナム側からはプロジェクトのカウンターパートであるベトナム農業・地方開発省林業開発局のルン局長、ミン造林課長ら関係者、ハイフォン市人民委員会委員長のほか、地域の学童・住民など約200名が参加。日本側からは、協賛企業の（財）イオングループ環境財団、安藤建設（株）、富士カントリー（株）、ニチメン（株）名古屋支社、日本経済新聞社、スズキ（株）、山崎製パン（株）の7社のうち5社の代表と、当センターの秋山理事長はじめ担当者が参加しました。

式典後の記念植樹祭。住民と一緒に苗木を植える

同地のプロジェクトで植栽される樹種は、カマバ・アカシア、アカシア・マンギュームなどの早成樹種と、ブラウンパイン、パイルアルほか多種にわたる在来樹種。周辺住民による不法伐採で荒廃してしまった国立公園内の森林跡地に、自然生態系を回復するためのモデルとなるようなパイロット・フォレストの造成を目指します。試みが成功すれば、ベトナム各地の荒廃地回復に大きく貢献できると期待されています。

「熱帯林業」編集委員会を開催

「熱帯林業」編集委員会を8月4日開催し、次号46号の掲載原稿の最終検討と確定、ならびに次々号47号の構成と掲載原稿案の検討を行いました。

フィリピン国環境天然資源省課長を招聘

当センターが本年度から開始した「熱帯林放棄バイオマス再資源化支援事業」の一環として、フィリピン国環境天然資源省のマユミ・マリア・キントス林業経済課長を8月22日から8月28日の間、招聘しました。滞日中は、林野庁表敬や事業打ち合わせの他、この機会に日本の林業・林産業の実際に触れる目的から、次の各地を訪問されました。

北海道のパイロット・フォレスト、士幌町のバイオマス利用プラント、大雪山系の風倒跡地の更新状況、旭川の北海道立林産試験場、旭川乾燥木材加工協同組合の工場、北海道森林管理局、同旭川分局、北海道森林管理局管内の低ダム群治山事業地・支笏湖国立公園施設地区・苫小牧水源林とボランティアの森、京都北山杉施業と磨丸太工場。

キントスさんにとっては初の訪日であり、意義の多い滞在であったとの感想でした。

（ちなみに、マユミは日本風の名前ですが、フィリピンでも珍しくない名前だそうです。）

林野庁OBと夫人達がミャンマーで記念植樹

弘中義夫日本林業技術協会理事長はじめ、昭和39年に林野庁に入庁し既にOBになられた「39年会」の有志10人および7人の夫人達、一人のお嬢さんの総勢18人が、当センターの協力のもと、ミャンマーの「緑の地球の森」で8月23日、記念植樹をされました。植樹は、当センターのプロジェクト地「緑の地球の森」の一角に、「39年会」の有志方のご寄付により今年造成された5㌶の造林地で行われたもの。固い土に縦46㌢、横183㌢、深さ最大91㌢の植え穴を掘り、乾燥地での植林の困難さも体験されました。さらに、地元の八つの小学校の児童たちへの学用品の贈呈のほか、林業省の森林局長・次長などとの懇談も行われました。

その他の情報

★日本国際民間協力会、11月にベトナムでワークキャンプ

京都のNGO、（社）日本国際民間協力会では、ベトナムの山村で地域支援の作業や交流を行う7日間の「ワークキャンプ」参加者を募集しています。

日程：99年11月19日㈮～11月25日㈭
費用：15万9千円
定員：40名（最小催行人員18名）
説明会：9月25日㈯ 14時～16時
10月3日㈰ 14時～16時
10月11日㈪ 14時～16時
申込締切：10月15日㈮
目的地：ベトナム山間部ダンフォン村（少数民族コーホー族）
内容：現地でコーヒー収穫作業、小学校訪問等を行い、村人と共に汗を流して交流する

お問い合せ・申し込みは左記まで。

◆社団法人 日本国際民間協力会
〒604-0834 京都市中京区間之町通御池上ル高田町500番地
電話 075-241-0681
FAX 075-241-0682

★JVCゼミナール、10月に開講

日本国際ボランティアセンター（JVC）では、今年10月から来年1月にかけて開催する「JVCゼミナール」全8回講座の参加者を募集しています。

日時：10月13日以降、第1・第3水曜日 19時～21時（全8回）
会場：シニアワーク東京セミナー室他
費用：全回参加＝1万円、1講座＝千5百円（全回参加が基本。相談により一部受講も可）
定員：申し込み先着50名
内容：「NGOの活動に触れる」
10月13日・10月27日・11月3日
「地球的な課題をNGOの視点で解明する」
11月24日・12月8日・12月24日
「時代のエネルギー：市民の力が世界を変える」
1月12日・1月26日

お問い合せ・申し込みは左記まで。

◆日本国際ボランティアセンター
〒110-0015 東京都台東区上野1-20-6 丸幸ビル
電話 03-3834-2388
FAX 03-3835-0519

熱帯林造成技術研修を実施します

（財）国際緑化推進センターでは、毎年実施しております熱帯林造成技術研修について、本年度は次の内容で実施します。

★日　程：平成12年1月23日（日）～1月29日（土）
★会　場：オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）
＜全員泊まり込みの研修です＞
★対　象：日本国内の林業NGOのメンバー、青年海外協力隊派遣予定者、海外の緑化活動に参加を予定されている方々で、健康に自信のある方
★内　容：熱帯の植生や育苗・造林など森林造成技術向上のための講義、海外での植林活動の推進のための情報交換など

＜詳細については、次号でご案内します＞

基金へのご協力

次の団体からご寄付いただきました。寄せられました浄財は熱帯地域の森林造成などに役立ててまいります。

◆埼玉県神川町商工会青年部より、2万円のご寄付

緑の地球
第9巻第5号（隔月発行）
平成11年9月30日発行
編集／緑の地球編集委員会
発行／(財)国際緑化推進センター
〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル3階
電話03(5689)3450 FAX03(5689)3360

国際緑化推進にご参加ください

明日の地球にゆたかな森林を残しましょう

——あなたもセンターの活動にご協力ください——

国際緑化推進センターの事業は、広く国民のみなさま、企業等のご協力によって造成された基金（国際緑化基金）の運用益によって行われています。当センターは、特定公益増進法人として認定されていますので、基金への寄付金に対しては、租税の特例措置が適用になります。

〈特例措置の内容〉

◆個人が贈与される場合：総所得額の25%を限度として、寄付金額から1万円を差し引いた金額が所得税から控除されます。相続財産を贈与される場合は、相続税の課税価額に算入されません。

◆法人が贈与される場合：一般寄附金と同額の範囲内において、別枠で損金扱いとすることができます。

1本100円——あなたも熱帯に木を植えてみませんか

熱帯林造成基金

熱帯地域の緑化にあなたもご協力ください。1本100円で立派な樹木を植えることができます。みなさまのご厚意がたくさん集まって、「森林」が生まれます。当センターでは、減少著しい熱帯林の造成を目指し、国民のみなさま、企業、団体などからの浄財を募り、熱帯地域での植林を実施しています。西暦2000年度末までに約3200ヘクタールの植林を目指しています。

国際緑化基金、賛助会費および熱帯林造成基金へのお申込み先

財団法人 国際緑化推進センター

〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル

電話：03-5689-3450　FAX：03-5689-3360

<ご送金は下記の銀行へお振り込みください>

口座名「(財) 国際緑化推進センター」

●国際緑化基金：東京三菱銀行春日町支店／普通口座0477245
　住友銀行春日支店／普通口座0366832

●賛助会費：東京三菱銀行春日町支店／普通口座0496575

●熱帯林造成基金：東京三菱銀行春日町支店／普通口座0497178

国際緑化の情報をお届けします——賛助会員へご入会ください

賛助会員は、個人会員と法人会員があります。

◆会費：個人　1口　10,000円
　　法人　1口　100,000円

◆資格：個人、法人、法人以外の団体、地方公共団体

◆会員へのサービス

会員は、国際的な森林・林業協力に役立つ情報の提供、当センターが発行する出版物および各種サービスを受けることができます。

財団法人
国際緑化推進センター
〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル
電話：03-5689-3450　FAX：03-5689-3360　E-mail：jifpro@pc.highway.ne.jp　http：//www.highway.ne.jp/jifpro/